

発議第9号

国による学校給食の無償化を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和5年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 倉田博之

賛成者 高山市議会議員 松山篤夫
中箴博之
伊東寿充
石原正裕
水野千恵子
丸山純平

国による学校給食の無償化を求める意見書

日本国憲法第26条第2項、教育基本法第5条第4項及び学校教育法第6条においては、国公立学校における義務教育は無償であるとされている。これは授業料の不徴収を定めたものとされているが、従前は個人に所有権が帰するため自己負担とされていた教科書についても、教科書無償給与制度等により義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、その無償化が行われている。また学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。従って、これに不可欠な学校給食についても、国が教育を義務付ける以上、教科書同様無償化とすることが妥当である。

併せて実際に教育に関する各家庭における自己負担分は大きく、給食費、学用品、教材費、修学旅行積立金、制服や体操着、部活動費等、子育てにおける経済的負担と不安は、コロナ禍で疲弊した国民生活の再生への道が途上にある中であって、原油価格高騰及び生活必需品や食料品の物価高騰等を背景に増大の一途をたどっている。また全国約1,600の市区町村の約3割に及ぶ451自治体が学校給食無償化に踏み切る中（2022年、日本農業新聞調べ）、自治体の規模や財政状況等によって、共通の基礎的な教育の提供に格差が生じている現状は看過できない。加えて実質賃金の継続的な減少、少子化、給食費徴収、管理等による事務作業の増加等への対応といった観点からも、本意見書における要望は有効な手段となるものと判断する。

よって、国におかれては食材費について保護者負担を原則とする学校給食法の見直しを早急に進めると共に、全国一律での学校給食の無償化を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

高山市議会